

Masuda villa 宿泊約款

第 1 条（本約款の適用）

簡易宿泊所『masuda villa』（以下、「当施設」といいます。）と当施設宿泊者（以下「お客様」といいます。）とが締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところにより定まるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとしします。

2.お客様は、当施設を利用を申し込んだ時点で、本約款について確認の上、同意したものとみなされます。

3.第 1 項の規定に関わらず、当施設とお客様との間で、法令及び慣習に反しない範囲で本約款と異なる合意をした場合は、当該合意内容が本約款に優先するものとしします。

第 2 条（宿泊契約の申込み）

当施設への宿泊契約の申し込みにあたって、お客様は、事前に、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者全員の住所、氏名、生年月日、電話番号、性別、職業
- (2) 到着日、到着予定時刻、会社名、申込者の電話番号および氏名
- (3) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
- (4) 出発日、宿泊数、人数、出発時刻
- (5) その他当施設が必要と認める事項

2. お客様が、宿泊中に前項 4 号の出発日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に当該契約期間にかかる他の宿泊者の予約がなかった場合にのみ、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。予約金の支払は、当施設指定の銀行口座への振込（振込手数料はお客様負担。）又はクレジット決済によります。

3. 前項の予約金を指定日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

4. 第2項の予約金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、次に第5条に定める場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

第4条（宿泊引受けの拒絶）

当施設は、次に掲げる場合、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。

(2) 満室のときもしくは宿泊者数が当施設の許容範囲を超えるとき

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(6) 宿泊に関し暴力的要求行為、または特別な負担を求められたとき。

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。

(9) 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むと認められるとき、もしくはそのおそれがあると認められるとき。

(10) 過去に第 6 条により解除された者であるとき。

(11) その他、前各号に準じる事由があると当施設が判断したとき。

第 5 条(宿泊者による契約解除)

当施設は、お客様が宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、以下に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、天災、公共の運輸機関の不着又は遅延、その他お客様の責めに帰することのできない事由による解除であると証明されたときは、この限りではありません。

① 宿泊日の 14 日前までに解除した場合	宿泊料金の 0%相当額
② 宿泊日の 13 日前から 7 日前までに解除した場合	宿泊料金の 30%相当額
③ 宿泊日の 6 日前から前日までに解除した場合	宿泊料金の 60%相当額
④ 宿泊日当日に解除した場合	宿泊料金の 100%相当額

2. 当施設は、お客様が連絡なく宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、宿泊契約はお客様により解除されたものとみなすことができます。この場合、お客様は、前項に準じ、当日については 100%相当額、2 日目から 7 日目については 60%相当額、8 日目から 15 日目については 30%相当額の違約金を支払うものとします。ただし、天災、公共の運輸機関の不着又は遅延、その他お客様の責めに帰することのできない事由によるものであることが証明されたときは、この限りではありません。

3. 前 2 項にかかわらず、お客様が旅行予約サイトを通じて当施設に宿泊を申し込んだ場合にあつては、違約金(キャンセル料)に関する定めは当該旅行予約サイトの定めるところによります。

第 6 条(当施設による契約解除)

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)お客様が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(2)お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2

条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) お客様が、伝染病者であると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (4) お客様が当施設に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき、もしくはそれらのおそれがあると認められるとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (6) お客様が、泥酔等により近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき、もしくはそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込んだと認められるとき、もしくはそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他、前各号に準じる事由があると当施設が判断した場合、及び、当施設利用規則に反すると認める場合。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前条に準じて予約日にかかる宿泊料を請求することができるものとします。

第 7 条(宿泊の登録)

お客様は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者全員の氏名、年令、性別、住所
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

第 8 条(客室の使用時間)

当施設のチェックインタイムは午後 2 時、チェックアウトタイムは午前 10 時です。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、1時間毎に1100円の追加料金を申し受けま

第9条(利用規則の遵守)

お客様は、当施設内においては当施設が定める利用規則に従っていただきます。

第10条(宿泊料金)

お客様が支払うべき宿泊料金は、宿泊者数により定める基本宿泊料及び消費税とし、基本宿泊料の金額は当施設ホームページ等に掲示するところによります。ただし、お客様が旅行予約サイトを通じて宿泊契約を申し込んだ場合にあっては、当該旅行予約サイトに表示された料金とします。

2. 宿泊料金の支払方法は、第3条2項の予約金が支払われたときはその充当により、そうでない場合は到着時に現金もしくはクレジットカードないしそれらに準じた方法によります。

3. 当施設がお客様に客室を提供した場合は、宿泊者が任意に宿泊しなかったとしても宿泊料金は申し受けます。

第11条(宿泊継続の拒否)

当施設はお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第4条第2号から第11号までのいずれかに該当することになったとき。
- (2) 予約されている宿泊者以外の者を客室内に入れたとき
- (3) 当施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたづら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき。

第12条(当施設の責任)

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、当施設の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

2. 当施設の宿泊に関する責任は、お客様が当施設受付において宿泊の登録を行ったときまたは客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり、お客様が出発するためチェックアウトしたときに終わります。

3. お客様が第9条の利用規則に従わないために発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

(置き忘れ品の扱い)

第13条 お客様が当施設に置き忘れた手荷物又は携行品については、チェックアウト当日から7日間当施設において保管し、お客様と対応について協議し決定します。ただし、チェックアウト当日から7日間を過ぎてもお客様と連絡が取れない場合には、貴重品については遺失物として最寄りの警察署へ届け出ることとし、その他の動産については所有権を放棄したものとみなし処分いたします。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、契約した客室を提供できない場合であって、その事が当施設の責めに帰すべき時は、お客様の了解を得て、できる限り同一ないし類似の条件による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合、客室の提供ができなくなった日以降の当施設宿泊料金及び違約金は発生しないものとします。

2. 前項の場合、当施設は、宿泊施設の斡旋を超える責任（賠償責任、何らかのサービスを提供する責任を含む）を負いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 当施設では、寄託物等の取り扱いは行っておりません。

2. お客様の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合の受け取り及び引き受けはできません。

3. お客様が当施設内に持ち込んだ物品または現金並びに、貴重品に関しては、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。ただし、当施設に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(駐車等の責任)

第16条 お客様が当施設の駐車場を利用する場合、当施設は場所を提供するもの

であって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

(宿泊者の責任)

第 17 条 お客様の利用医薬に違反した行為ないし故意または過失により当施設が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償する責任を負います。

(フリーWi-Fiの使用)

第 18 条 当施設が提供する Wi-Fi の利用にあたっては、お客様ご自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断するなどしてお客様が損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。

2. 当施設が提供する Wi-Fi の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

(本約款の変更)

第 19 条 当施設は、次に掲げる場合、本約款を変更することにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、お客様と合意することなく宿泊契約の内容を変更することができるものとします。

- (1) 本約款の変更が宿泊客の一般の利益に適合するとき
- (2) 本約款の変更が、宿泊契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして相当なものであるとき

2 当施設は、前項の場合には、本約款を変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生時期を、当施設インターネットサイトへの表示その他の適切な方法によって周知します。

(管轄および準拠法)

第 20 条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する

長崎地方裁判所五島支部を専属的管轄裁判所と定め、日本の法令に従い解決されるものとしします。

以上

附則

1.2024年7月31日制定